

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告示

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	65
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	65
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	65
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	65
道教育庁教育局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告……………		66

告示

北海道告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 小樽市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第641号

平成27年9月24日（木曜日）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を石狩市役所の掲示場に掲示した。

平成27年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成27年北海道告示第569号
- 2 所在が不明な者 吉田 東海雄、高橋 トシ、島田 玲子、佐々木 久里子

北海道告示第642号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
石灰川（Ⅰ-43-0320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡南富良野町東鹿越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
初山別豊岬3（Ⅱ-5-137-1718）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
苫前郡初山別村字豊岬（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第643号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年9月24日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 南富良野落合（Ⅰ-4-64-2207）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町字落合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
当麻5条東3丁目（Ⅰ-4-15-2158）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡当麻町5条東3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
中の沢川（Ⅰ-43-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町東鹿越（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
トマムの沢川（Ⅱ-43-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町落合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
初山別豊岬1（Ⅰ-5-112-2329）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡初山別村字豊岬（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
初山別豊岬2（Ⅰ-5-113-2330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡初山別村字豊岬（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第46号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年9月24日

北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータ等の賃貸借（84台分） 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成28年1月15日から平成32年12月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年9月24日（木）から同年10月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階 第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成27年11月4日（水）午前10時（送付による場合は、同月2日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成27年4月24日付け北海道教育庁空知教育局告示第31号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatonokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0142

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of personal computer 84 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 4, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 2, 2015)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan
Phone : 0126-20-0142